岐阜県保育研究協議会会費規程

（目的）
第１条　本規程は、岐阜県保育研究協議会（以下「本会」という）会則第４条第４項の規定に基づく会費に関する事項を定めることを目的とする。

（会費）
第２条　会費は年会費とし、別表のとおりとする。
２　第１号正会員の場合は、全国保育協議会並びに全国保育士会が定める会費を、第２号正会員及び準会員の場合は、全国保育士会が定める会費を併せて納入するものとする。

（規程の改廃）
第３条　本規程の改廃は、協議員総会において行う。

附　則
この規程は、令和６年３月２２日から施行する。
附　則
この規程は、令和７年４月１日から施行する。

（別表）
１　第１号正会員会費

区　分	本会会費額	全国保育協議会・ 全国保育士会会費
施設会費	１施設　5,000 円	※１施設　7,000 円
保育士等会費	１人　　2,000 円	１人　　600 円

※令和７年度については、本会がうち 2,000 円（値上げ分）を負担する。

２　第２号正会員会費

区　分	本会会費額	全国保育協議会・ 全国保育士会会費
施設会費	１施設　5,000 円	
保育士等会費	１人　　2,000 円	１人　　600 円

３　準会員

区　分	本会会費額	全国保育士会会費
保育士等会費	１人　　2,000 円	１人　　600 円